

Ales Šatánek, "Randbedingungen und Forderungen einer zukunftsorientierten Aus- und Weiterbildung von Ärzten" Zeitschrift für ärztliche Fortbildung, 69. Jahrgang, Heft 17. 1. September 1975. SS.936-939

(日野秀逸 大阪大学医学部)

市民参加と特別歳入調整

(アメリカ)

ニクソン内閣は歳入調整(revenue sharing)を彼らの主唱する「新連邦主義」の柱であると同時に、地方政府レベルにおける市民参加を高める1つの手段であると宣言した。果して歳入調整は市民参加を引き起したであろうか。また、社会計画への投資に何らかの影響を与えただろうか。

歳入調整計画はすでに4年目に入っており、その更新をめぐる、議会討議が始まろうとしている。したがって、今が参加についての評価を行う適当な時期であろう。この論文では、カリフォルニア州の場合を、1974年のはじめに行われた調査に基づいて吟味する。

市民参加を助長するために、地方政府によってとられた政策は、公聴会をはじめ多様なものであった。特別な地域集会は、最も効果的な宣伝機構として28(57.4%)の郡(county)で開かれ、ついで頻繁に用いられた方法は、直接提言を求める方法であった。ほぼ30%の郡が公式にコミュニティ・グループを招請しており、そうした招請は、人口規模の大きな郡ほど多くなされていることに注意する必要がある。

地方政府が、こうして得られた提言を受け入れるにあたっては2つの自由選択の方向があった。すなわち、正規の予算手続を通して受け入れるか、あるいは

はそれを修正し、拡げるかという2つであるが、ほとんどの地方政府は歳入調整資金を一般歳入に組み入れて、スタンダードの予算手続を通して割当てをした。しかし、大きな市や郡では、とくにコミュニティ・グループからの挑戦を受けて、正規の予算手続を修正せざるを得なかった。そこで、いくつかの地区では修正予算モデル——歳入調整の割当ての決定権は行政側にあるが、割当て過程は市民の批評機会をふやし、ソーシャル・ニーズの検討を保障する——というような手続が生まれた。

さらに、いくつかの地区では、公開予算モデルと呼びうるような手続——私的なセクターにある個人が、特別歳入調整支出の性格にかなり直接的な影響を与え得るような計画化と割当ての手続——が発達した。

たとえば、サン・ディエゴのように市と郡が合同で歳入調整政策委員会をつくって、地域組織からくる要求をふるいにかけて、見積りをする市民組織をつくったところもある。また、オレンジ郡のように、特別歳入調整資金の中から、社会計画のために一定の割当て分を予め決めるというユニークな例もあった。

ところで、調査結果から、郡が資金を認可する場合に、一般に私的機関よりも公的機関の方により多く与えていることが明らかになった。とくに人口5万人以下の小さな郡では、データが得られた19郡のうち、47%は公的機関に資金を与えていたが、私的機関に資金を与えていたところはなかった。人口規模の大きい郡ほど、社会計画に対して認可される傾向にあり、私的機関への援助も増大している点に注目する必要がある。

結論的にいえば、特別歳入調整は、市民が自分たちの関心事を追求する上に利用できる機会を拡大したといえる。とくに大きいコミュニティでは、特別歳入調整が地方諸政策を促し、地方政府体と市民との相互関係を活発にした。コミュニティ・グループは「自由な」資金を利用できることに注意をのがさなかったし、市民が歳入調整資金を確保しようとする関心をもった結果、計画や予算をたてる地方制度へ注意がむけられ、改革をもたらすことにもなった。市民の関心の高まりは、また同時に、ソーシャル・プランニングを地方諸サービス種目の中

のもっと通常のものにする必要があること、公的資金を出すサービスを計画したり、運営したりするにあたってはコミュニティ資源を利用する必要があることなどを行政側に痛感させた。

ところで、カリフォルニアの歳入調整の場合、市民参加を妨げるたくさんの障害物があったことも見のがせない。

まず最も明らかなように、保健ないし社会サービスに歳入調整を向けることについては、市民参加が成功していない。それは市や郡の役人が歳入調整計画の初期の段階で、ヒューマン・サービスよりも、もっと他の特別なプロジェクトに資金の用途を指定してしまったことに原因がある。また、農村では、ごくありふれた、基本的な障害として、歳入調整についての情報が不适当であり、ニュースが十分普及していなかったという問題があった。

さらに重要な問題点として、地方政府のスタンダードな予算書は、熱心な素人でさえもやっと理解できるようなものであり、市や郡はめったに特別歳入調整を単独項目として明らかにしていないということがあげられる。

以上のような問題点はあるけれども、特別歳入調整は調査した大多数の地域では、市民参加の有益なインパクトとなったと結論せざるを得ないだろう。

Paul Terrell, "Citizen Participation and Revenue Sharing," Social Work, Vol. 20, No. 6, November, 1975.

(中野いく子)

社会保障こぼれ話

健康保険の採用

(アメリカ)

アメリカ合衆国には、高齢者を対象とする健康保険以外に、連邦法で規定する強制的な公的健康保険制度は、毎年の努力にもかかわらず、まだ実施されていない。

ところで、ハワイ州は1974年6月12日の法律により、全国で初めて州法による強制的な健康保険制度を1975年初めから実施し、各使用者は従業員の入院費と治療費に対して、保護を提供することを要求されることになった。つまり、使用者は従業員に医療を提供するか、あるいは、医療費の支払いか医療費の償還の形をとるかのいずれかの方法を実施するために、保険証券を購入するか、あるいは医療機関の団体か非営利団体との間で契約を行なうことを要求される。

この健康保険制度は、常傭の労働者を1人以上雇用する全使用者に適用される。しかし、公務員、農業の季節労働者、1週間の労働時間が20時間以内かあるいは賃金月額が州の一般的な1時間当り最低賃金の86.67倍以下の労働者、他の連邦法による制度でカバーされるか公的扶助を受給する者、家族労働者の従事者、保険や不動産のセールスマン、手数料だけを支払われる仲買人などは、適用対象から除外される。この制度による適用は強制的で、労働者は法律による保護を放棄することができない。

ところで、使用者の前払いグループ保健制度は、基本的なタイプの前払い保健制度が提供する保健給付、もしくは、医学的に妥当とみなされる給付を提供するものであれば、法律で要求された条件に該当することになる。この部分について、法律では第24条から第32条までに各種の規定を示して